

2021年度課題別研修「変動性再エネ大量導入と需要側エネルギーマネジメント」  
に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書（様式 1）の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた行政官に対し、変動性再生可能エネルギーの大量導入を想定した需要側エネルギーマネジメントシステムを整備するための政策、制度、技術規格等を説明できるようになることを目的として行うものです。

本業務の遂行にあたっては、学校法人 早稲田大学（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は、学内に早稲田大学スマート社会技術融合研究機構を設けており、同機構は東日本大震災直後の 2012 年から経済産業省の実証事業である「エネルギーマネジメントシステム標準化における接続・制御技術研究事業」に参画し、特に「デマンドレスポンス実現に向けた国際標準化に係わる先端研究」のテーマで実証事業に取り組んでいます。また、このテーマの研究を進める為の実証設備（EMS<sup>1</sup>新宿実証センター）も有しています。加えて、2018 年度に経済産業省が協力する「IoT 推進コンソーシアム」の「国際連携ワーキンググループ」のうちの「分散型エネルギーマネジメントシステムサブワーキンググループ<sup>2</sup>」において調査研究活動を行った実績を有しています。

当該分野は、産官学の連携が重要となるとの認識から、同研究機構は「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス・フォーラム」を設立し、電力会社、ガス会社、電機メーカー、自動車メーカー、アグリゲーター、住宅・デベロッパー、通信会社等からなるネットワークを形成していることから、これまでの経済産業省や JICA 等における検討結果を十分に理解し、日本の分散型 EMS に係る政策、制度、技術基準等の講義・解説、広いネットワークを活かしての最新の技術やビジネス展開の動向の紹介、産官学連携の実践の紹介を行うための専門的知識及び豊富な海外への研修実施運営ノウハウを有しています。

これら実績において、本研修講義の構成、講師や視察先のアレンジ、および本研修の進行監理として同様の手配・調整において問題なく行うことが出来ると想定されます。

<sup>1</sup> エネルギーマネジメントシステム

<sup>2</sup> 主査：林泰弘（早稲田大学大学院先端理工学研究科教授）。JICA も参加。

なお、特定者は全省庁統一資格を有しています。このことから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1. 業務内容

### (1) 業務名：

2021 年度課題別研修「変動性再エネ大量導入と需要側エネルギーマネジメント」コース研修委託業務

### (2) 担当部署：

JICA 東京 産業開発・公共政策課

### (3) 業務内容：

「研修委託業務概要」(別添) のとおり

### (4) 研修コース実施期間：

2021 年 10 月 12 日から 2021 年 10 月 27 日まで (予定)

### (5) 契約履行期間：

2021 年 7 月上旬から 2022 年 1 月 31 日まで (予定)

## 2. 応募要件

### (1) 基本的要件：

① 公示日において、令和元・2・3 年度全省庁統一資格の競争参加資格 (以下「全省庁統一資格者」という。) を有する者。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

② 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程 (調) 第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

⑤以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に定める禁止行為を行っている。

（2）その他の要件：以下の経験・要件を有すること。

①案件受託上の条件として、2021年度案件を第一回目として受託し、2023年度まで計三回、同一案件を受託可能であること。なお、2021年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2023年度案件まで随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行ったうえで締結する。

②業務を遂行する法人としての能力を有すること。

- ③業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ④再エネ関連の研修（講義/演習等）を実施した経験を有すること。

### 3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2021年7月1日（木）正午まで
	提出場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	提出書類	下記、※参照のこと。
	提出方法	郵送またはメール（※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着で送信すること。）

(2) 審査結果の通知	通知日	2021年7月6日（火）
	通知方法	メールで連絡、オリジナルは郵送
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	JICA 東京産業開発・公共政策課
	請求方法	郵送（配達記録の残るものに限る） 提出期限必着。
	請求締切日	2021年7月12日（月）
	回答予定日	2021年7月14日（水）
	回答方法	郵送またはメール

#### ※提出書類について

- 1) 公募参加確認書（様式1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 令和元・2・3年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書（様式2）

#### (4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5  
 JICA 東京 産業開発・公共政策課（担当：前田）  
 電話：03-3485-7630 Email: tictip@jica.go.jp

#### 【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は 20MB 以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（様式 1）の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）の URL と同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類をどうサイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）が利用できない場合は、郵送で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の 17 時まで）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

#### 4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3.（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めません。

(12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/index.html>) にて公開中です。

(13) 情報の公開について :

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

①公表の対象となる契約相手方 :

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること  
と、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

②公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④情報の提供

契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

以上

2021 年度課題別研修「変動性再エネ大量導入と需要側エネルギーマネジメント」  
研修委託業務概要

## 1. 研修コース概要

### (1) 研修コース名

課題別研修「変動性再エネ大量導入と需要側エネルギーマネジメント」

### (2) 背景

パリ協定締結後、世界的に再生可能エネルギー（以下、再エネ）主流化の動きが加速しており、国際エネルギー機関（以下、IEA）でも 2040 年までの発電部門の資金需要の約 7 割、途上国の 2040 年の発電量の約 4 割が再エネになると試算している。今後多くの途上国でも、従来型の安定電源（火力、水力等）、地熱等の安定性再エネに加え、太陽光・風力等の変動性再エネ（Variable Renewable Energy、以下、VRE）の大規模な導入が具体化していくものと想定される。

再エネの大量導入を進めている途上国においては、エネルギーマネジメントシステム（EMS）やデマンドレスポンス（DR）、バーチャルパワープラント（VPP）などのニーズやビジネスが広がる可能性が高い。そのため、途上国の電力関連省庁のミドルマネジメント層を対象に、EMS の方法論、標準通信規格等を含む日本の取り組みを紹介し、その理解を深めるとともに、各国における分散型 EMS 導入促進のための政策、制度、インフラ整備等に必要アクションを考察する意義は大きい。

### (3) 案件目標

変動性再エネの大量導入を想定した需要側エネルギーマネジメントシステムを整備するための政策、制度、技術規格等を説明できるようになる。

### (4) 研修で達成される成果

- 1) 日本のエネルギー政策・計画、電力システム改革、再生可能エネルギー政策、各省庁の取り組み、市場整備等が説明できるようになる。
- 2) 需要側エネルギーマネジメントシステム（Demand Side Management、Virtual Power Plant、System of Aggregator、Market Mechanism等）の技術動向、現状が説明できるようになる。
- 3) 需要側エネルギーマネジメントシステムを導入するための政策、制度、技術規格、標準等を理解し、それらを自国に導入するためのアクションプランを策定する。

### (5) 研修期間（予定）

2021 年 10 月 12 日から 2021 年 10 月 27 日まで（予定）



(6) 人数 (予定)

9名 (応募状況や選考の過程で、増減の可能性あり)

(7) 研修対象国 (予定)

マレーシア、ベトナム、インド、スリランカ、サモア、エジプト、チュニジア、ケニア、ナイジェリア

(8) 対象研修員

再生可能エネルギーの導入が急速に進んでいる国・地域における省庁、電力事業者のミドルマネージメントクラス

(9) 使用言語

英語 (\*原則、JICA が通訳を手配して対応する)

(10) 研修コース概要

研修は全てオンラインにより実施する。初日にプログラムオリエンテーション (研修概要説明) を実施し、講義、発表、討議を組み入れる。最終日に評価会を行い、研修員からの意見を聴取する。

## 2. 業務の範囲及び内容

- ① 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- ② 講師・見学先・実習先の選定
- ③ 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- ④ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ⑤ 講師・見学先への連絡・確認
- ⑥ JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- ⑦ 講義室・会場等の手配
- ⑧ 使用資機材の手配 (講義当日の諸準備を含む)
- ⑨ テキストの選定と準備 (翻訳、印刷業務を含む)
- ⑩ 講師への参考資料 (テキスト等) の送付
- ⑪ 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告
- ⑫ 講師・見学先への手配結果の報告
- ⑬ 研修監理員との連絡調整
- ⑭ コースオリエンテーションの実施

- ⑮ 研修員の技術レベルの把握
- ⑯ 研修員作成の技術レポート等の評価
- ⑰ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑱ 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- ⑲ 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- ⑳ 閉講式実施補佐
- ㉑ 研修監理員からの報告聴取
- ㉒ 講義・見学先謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- ㉓ 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- ㉔ 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

以上の①～㉔について、オンライン研修実施に必要な手配・手続きを含む。

### 3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部ずつ、2021年1月上旬までに提出する。

### 4. その他

- (1) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要、遠隔研修及びツールの利用ガイドライン、見積書作成・契約管理・経費精算書作成についての各種ガイドラインは当機構ホームページの該当箇所を参照のこと。

(URL:[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html))

(注) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。

2021年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
東京国際センター 契約担当役 殿

提出者 (法人番号)  
(所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名) 印  
(メールアドレス)

2021年度課題別研修「変動性再エネ大量導入と需要側エネルギーマネジメント」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 組織概要

※組織概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)。

#### 2 応募要件に関する記述

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※サイズ:A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

#### 3 付属書類

※令和元・2・3年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書(写)

以上

提出日： 年 月 日

## 誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター  
契約担当役 殿

2021 年度課題別研修「変動性再エネ大量導入と需要側エネルギーマネジメント」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所  
法 人 名  
法 人 番 号  
役 職 名  
代 表 者 氏 名  
役職印

## 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上